

訪問系サービスについて

障害保健福祉関係主管課長会議資料より（平成31年3月7日開催）

●入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとしたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行うよう願います。

●重度訪問介護の同行援護について

平成30年4月から、2人の重度訪問介護従業者による重度訪問介護について、障害支援区分6の者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により利用者へ支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行うことを報酬算定しているところであるが、同行支援の支給決定に1ヶ月以上を要することや新任の従業者が事業所に採用されても必要なときに迅速に同行支援の支給決定がされないなどの声が寄せられている。

当該加算は、利用者の状態像や重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーのコミュニケーション技術等を踏まえて支給決定するものであるが、従業者の退職や採用は事前に予測できず、どのような新任従業者が採用されるかもわからないことも多い。また、新任従業者が採用された際には、必要な時に迅速な同行支援の支給決定が求められることから、あらかじめ支給決定しておくことも差し支えないこととする。

●行動援護の従業者要件について

①従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は令和3年3月31日までの経過措置である。

②従業者養成研修カリキュラムの見直しについて

強度行動障害支援者養成研修の研修カリキュラムについては、平成30年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、研修カリキュラムの見直しが予定されている。

●その他

時期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行うこととしている。

- ・旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

県内における同行援護従業者養成研修開催予定（令和元年度）

指定事業者	開催予定
公益財団法人 介護労働安定センター香川支部 住所 高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー9階 TEL 087-826-3907 URL http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kagawa/	一般課程
	8月31日（土）・9月14日（土）・9月28日（土）
	免除講習
	9月14日（土）
	応用課程
	10月19日（土）・10月27日（日）
社会福祉法人 高松市社会福祉協議会 住所 高松市福岡町二丁目24番10号 TEL 087-811-5666 URL http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/	一般課程
	10月10日（木）・10月11日（金）・10月15日（火）
	免除講習
	10月11日（金）
	応用課程
	11月8日（金）・11月12日（火）
株式会社 ニチイ学館 高松支店 住所 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー13F TEL 087-822-7104	一般課程・応用課程
	未定
公益財団法人 香川県視覚障害者福祉協会 住所 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター4階 TEL 087-812-5563 URL http://shikaku.sakura.ne.jp/	一般課程
	6月11日（火）・6月19日（水）・6月22日（土）
	10月18日（金）・10月23日（水）・10月26日（土）
	応用課程
	11月30日（土）・12月1日（日）
株式会社 キャリア福祉カレッジ 住所 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センター4F TEL 0120-13-0488 URL http://career-fukushi.com/	一般課程
	6月16日（日）・6月23日（日）・6月30日（日）
	応用課程
	11月10日（日）・11月24日（日）

※ 定員・申込時期等は各自でお問い合わせください。

※ 開催時期については変更となる場合があります。

行動援護従事者養成研修に係る県下の状況について

- 1 行動援護従事者（サービス提供責任者、従業者）については、令和3年3月31日までに「行動援護従事者養成研修」を修了しておくことと、一定の実務経験が必須要件となりますが、現在のところ県内には新カリキュラムで研修できる養成事業所はありません。

このため、県外で実施されている養成研修を計画的に受講いただくなど事業の継続に遺漏がないよう御留意ください。

- 2 なお、川部みどり園で実施している「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を修了することにより、「行動援護従事者養成研修」を修了したとみなされますが、同園では「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」の受講定員に空きがある場合のみ受講いただいているところです。

昨年度までの実績では、概ね各行動援護事業所から毎年1名程度の受講が可能になっていますので、このこともお含み置きいただき、計画的な受講に努めてください。

- 3 また、平成27年度から研修のカリキュラムに所要の修正がなされ、強度行動障害を有する者への生活支援に関わる事項が強化された経緯に鑑み、平成26年度以前に「行動援護従事者養成研修」の受講を修了している行動援護従事者については、一定の実務経験の下で引き続き業務に就くことについて支障はありませんが、新カリキュラムでの「行動援護従事者養成研修」もしくは「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）」を受講することが望ましいと考えますので申し添えます。

- 4 川部みどり園で実施している各種研修については、電子メールによる案内を行っており、郵送案内は行っておりません（ホームページ掲載は従来どおりです）。

「電子メール案内申込」については、川部みどり園ホームページ（URLは以下のとおり）にて所要の様式をダウンロードできるようにしていますので、必要に応じて御活用ください。

○川部みどり園ホームページ URL

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_4/dir1_4_1/wjuop1190326110825.shtmlh